

子育て支援センター



「ひまわりのたね」だより

【問合先】 子育て支援課 子育て支援係 ☎65・0081



梅野よしみ 保育士

■ みんなで繋がって子育て
できたらいいですね

今年こそ！との思いで迎えた新年でしたが、コロナの状況は悪化し寒さも増してきました。そんな中、動き回ることや友だちと遊ぶことが大好きな子どもたちが、家だけでは満足しない遊びにきています。

小さい時から関わってきた4歳の男の子。お母さんは長いこと子育てに悩んでいました。最近来た時に「この頃、ずいぶん楽になりました。この子、楽しそうで。」と言うので「そうでしょうね。お母さんが楽しそうだから！」と答えました。お母さんの悩みを共有していた私たちも、その時はきつとしかめっ面になっていたのでしょうか。その後私たちも、その親子と組木の動物当てゲームをしたのですが、「こんなこと言えるようになったんだ、こんなに喜びを表現している。」と思いが嬉しういひと時を過ごしました。笑える日が来てよかった！

子育てをしているお母さん、少しでも疲れたな〜と感じた時は、来られないなら電話でも大丈夫です。ちょっと話してみてください。こんな時だからこそみんなで繋がっていきましょう。中庭の工事が進んでいます。雪が舞い散る中で職人さんがこつこつと仕事をされる姿に、みんな「すごいね〜」と見とれちゃいます。完成した中庭で子どもたちが喜んで遊ぶ姿を想像して春を待ちます。



▲ ひまわりのたねのだるまちゃんと雪だるま。

子育て支援センター 「ひまわりのたね」

【開館】 月～金曜日 9～16時
【場所】 総合福祉センター
「ひまわりの里」内
【対象】 0歳から未就学の子どもとその保護者
※利用には保護者の付き添いが必要です
【利用料】 無料



飯塚警察署だより

【問合先】 福岡県飯塚警察署 ☎21・0110



**飲酒運転は
絶対しない、させない、許さない、「そして見逃さない」**

■ 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」の改正点について

◆ 通報の義務化

県民は、これから飲酒運転を行う者や行った者を知った時は、警察官に通報しなければなりません。

◆ 通知の対象の拡大

会社員・大学生等の通勤・通学中の飲酒運転に限らず、私行上の飲酒運転も公安委員会から通知されることとなった。

◆ 事業者等の責務の強化

- ビルの管理者等
 - ポスター等の掲示努力義務
 - 駐車場の無い飲食店営業者、イベント主催者 飲酒運転防止措置を講じる努力義務
 - コンビニ等の酒類販売業者
 - ポスター等の掲示努力義務、飲酒運転防止措置を講じる努力義務
 - タクシー業者、運転代行業者等
- 通報訓練の実施や県警が実施する通報訓練へ参加する努力義務

みんなで無くそう、飲酒運転！

